

## IPv6によるモノのインターネット社会ワーキンググループの 設置について（案）

### 1. 目的

「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」（以下「研究会」という。）における検討内容のうち、IPv6によるモノのインターネット社会の実現に係る事項について、より専門的な観点から検討を行うため、ワーキンググループを開催する。

### 2. 名称

ワーキンググループの名称は「IPv6によるモノのインターネット社会ワーキンググループ（モノのインターネット社会WG）」とする。

### 3. 検討内容

モノのインターネット社会WGでは、IPv6によるモノのインターネット社会の実現に係る以下の事項について検討する。

- ① IPv6を活用した「モノのインターネット社会」の姿
- ② IPv6を活用した「モノのインターネット社会」実現に向けて解決すべき課題
- ③ その他

### 4. 主査、構成員

- 1) 主査及び構成員は、研究会座長が指名する。
- 2) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- 3) 副主査は主査が指名する。
- 4) 主査は上記のほか、本WGの運営に必要な事項を定めることができる。

### 5. 庶務

本WGの庶務は総合通信基盤局データ通信課が行う。

### 6. 会議の公開

本研究会の会議、資料、議事要旨は、原則、公開とする。

ただし、本研究会の開催に際し当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、主査が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

公開は、総務省のホームページへの掲載によることとする。